【平成20年7月4日政令第219号改正後】

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　金融商品取引業者等（第十五条－第十七条の十六）

第四章の二　金融商品仲介業者（第十八条－第十八条の四）

第四章の三　金融商品取引業協会（第十八条の四の二－第十八条の四の四）

第四章の四　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　金融商品取引所（第十九条－第十九条の三の十六）

第五章の二　外国金融商品取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第六章の二　課徴金（第三十三条の五－第三十三条の十七）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条の四）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　金融商品取引業者等（第十五条－第十七条の十六）

第四章の二　金融商品仲介業者（第十八条－第十八条の四）

第四章の三　金融商品取引業協会（第十八条の四の二－第十八条の四の四）

第四章の四　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　金融商品取引所（第十九条－第十九条の三の十六）

第五章の二　外国金融商品取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第六章の二　課徴金（第三十三条の五－第三十三条の十七）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条の四）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二－第十八条の四）

第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三の十）

第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第六章の二　課徴金（第三十三条の五－第三十三条の十七）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条の四）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（　新設）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二－第十八条の四）

第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三の十）

第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第六章の二　課徴金（第三十三条の五－第三十三条の十七）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条の四）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二－第十八条の四）

第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第六章の二　課徴金（第三十三条の五－第三十三条の十七）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条の四）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二－第十八条の四）

第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第六章の二　課徴金（第三十三条の五－第三十三条の十七）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条の四）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二－第十八条の四）

第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第六章の二　課徴金（第三十三条の五－第三十三条の十七）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条の二）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二－第十八条の四）

第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第六章の二　課徴金（第三十三条の五－第三十三条の十七）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条の二）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二－第十八条の四）

第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

（第六章の二　新設）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二－第十八条の四）

第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五－第十八条の十五）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）

第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

（第四章の二　新設）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

（第五章の二　新設）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十二）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十－第十四条の十三）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十・第十四条の十一）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十・第十四条の十一）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

（第三章の三　新設）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条－第十九条の三）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の二・第十九条の三）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の二・第十九条の三）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十七条の二－第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の二・第十九条の三）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条の二）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の二・第十九条の三）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条の四）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条の二）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の二・第十九条の三）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条の二）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の二・第十九条の三）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条の二）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の二・第十九条の三）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の十一）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十二）

第五章　証券取引所（第十九条）

第五章の二　証券金融会社（第十九条の二・第十九条の三）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十一）

第五章　証券取引所（第十九条・第十九条の二）

（第五章の二　新設）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成10年11月4日 政令第357号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第四章の二　投資者保護基金（第十八条の二－第十八条の十一）

第五章　証券取引所（第十九条・第十九条の二）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

（第四章の二　新設）

第五章　証券取引所（第十八条の二－第十九条）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

（第五章　削除）

第五章　証券取引所（第十八条の二－第十九条）

第六章　有価証券の取引等に関する規則（第二十条－第三十三条）

第七章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第八章　権限の委任（第三十八条―第四十四条）

第九章　犯則事件の調査等（第四十五条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第五章　証券業協会（第十八条の二）

第六章　証券取引所（第十八条の三―第十九条の二）

第七章　有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条）

第八章　雑則（第三十四条－第三十七条）

（第八章　新設）

第九章　犯則事件の調査等（第三十八条）

附則

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付（第六条－第十四条の三）

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け（第十四条の三の二－第十四条の三の十二）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第五章　証券業協会（第十八条の二）

第六章　証券取引所（第十八条の三―第十九条の二）

第七章　有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条）

第八章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第九章　犯則事件の調査等（第三十八条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示（第六条－第十四条の三）

（各節　新設）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第五章　証券業協会（第十八条の二）

第六章　証券取引所（第十八条の三―第十九条の二）

第七章　有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条）

第八章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第九章　犯則事件の調査等（第三十八条）

附則

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条－第一条の九）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示（第六条－第十四条の三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第五章　証券業協会（第十八条の二）

第六章　証券取引所（第十八条の三―第十九条の二）

第七章　有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条）

第八章　雑則（第三十四条－第三十七条）

第九章　犯則事件の調査等（第三十八条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示（第六条－第十四条の三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第五章　証券業協会（第十八条の二）

第六章　証券取引所（第十八条の三―第十九条の二）

第七章　有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十二条）

第八章　雑則（第三十三条―第三十六条）

第九章　犯則事件の調査等（第三十七条）

附則

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示（第六条－第十四条の三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第五章　証券業協会（第十八条の二）

第六章　証券取引所（第十八条の三―第十九条の二）

第七章　有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十二条）

第八章　雑則（第三十三条―第三十六条）

第九章　犯則事件の調査等（第三十七条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

第三章　公開買付けに関する開示（第六条－第十四条の三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

第五章　有価証券市場における有価証券の売買取引等（第十八条の二－第二十六条）

第六章　雑則（第二十七条―第三十四条）

（第九章　新設）

附則

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

　第三章　公開買付けに関する開示（第六条－第十四条の三）

第三章の二　株券等の大量保有の状況に関する開示（第十四条の四－第十四条の九）

　第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における有価証券の売買取引等（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条―第三十四条）

　附則

（改正前）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

（第三章の二　新設）

　第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における有価証券の売買取引等（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条―第三十四条）

　附則

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】

（改正後）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における有価証券の売買取引等（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条―第三十四条）

　附則

（改正前）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における有価証券の売買取引等（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条―第二十八条）

　附則

【昭和63年8月9日 政令第242号】

（改正後）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　企業内容等の開示（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における有価証券の売買取引等（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条―第二十八条）

　附則

（改正前）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　有価証券の募集又は売出しに関する届出（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における売買取引（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条・第二十八条）

　附則

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月10日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】

（改正後）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　有価証券の募集又は売出しに関する届出（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社等（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における売買取引（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条・第二十八条）

　附則

（改正前）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　有価証券の募集又は売出しに関する届出（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における売買取引（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条・第二十八条）

　附則

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

（改正後）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　有価証券の募集又は売出しに関する届出（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における売買取引（第十八条の二－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条・第二十八条）

　附則

（改正前）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　有価証券の募集又は売出しに関する届出（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における売買取引（第十九条－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条・第二十八条）

　附則

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

目次

　第一章　総則（第一条）

　第二章　有価証券の募集又は売出しに関する届出（第二条－第五条）

　第三章　有価証券の公開買付けに関する届出（第六条－第十四条）

　第四章　証券会社（第十五条－第十八条）

　第五章　有価証券市場における売買取引（第十九条－第二十六条）

　第六章　雑則（第二十七条・第二十八条）

　附則

（改正前）

（新設）